

認定スーパーバイザーの登録と更新

1. 認定スーパーバイザーへの登録

- ・ 実践編まで修了した者には、理事会への報告を経て、登録手続きを書面にて通知します。通知を受けた者は、所定の手続き（申請書等の提出、登録料の納入）を行うことで、認定スーパーバイザーとなることができます。

2. 認定スーパーバイザーの更新

- ・ 認定スーパーバイザー登録後は、5年ごとの更新制です。
- ・ 更新には、生涯研修制度基本要綱に定める認定精神保健福祉士の認定更新、認定スーパーバイザー養成研修実施要領に定める1) (1)～(5)のいずれかと2)の受講、「認定スーパーバイザーの更新のための申請書」の提出が必要です。

<認定スーパーバイザー養成研修実施要領 責務より抜粋>

- 1) 認定スーパーバイザーは、生涯研修制度基本要綱における認定精神保健福祉士の認定を更新し続けるとともに、次のいずれかの項目を行わなければならない。
 - (1) 都道府県精神保健福祉士協会等（以下「都道府県協会」という。）においてスーパービジョンを実践すること。
 - (2) 本協会からの要請により、本研修の実施への協力に務めること。
 - (3) 本協会からの要請により、本協会が主催する研修の講師を務めること。
 - (4) 都道府県協会における精神保健福祉に関する研修等の講師を務めること。
 - (5) その他、精神保健福祉分野の発展及び構成員の資質向上に関わる研修等の講師を務めること。
- 2) 認定スーパーバイザー更新研修は、5年度に1回以上受講しなければならない。本研修のプログラム等は別に定める。